

平成 27 年 9 月 28 日

各 位

会社名	株式会社デンタス
代表者名	代表取締役 島 文男
コード番号	(6174 TOKYO PRO Market)
問合せ先	管理部長 大崎 隆
電話番号	088-657-3115

新株式発行（特定投資家私募）に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 28 日開催の取締役会において、新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、当社及び連結子会社 2 社（Cebu Dentas International, Inc. 及び F・ソリューションズ株式会社）で構成されております。当社は、想定顧客全国約 2 万軒の歯科技工所と約 3 万 4 千人の歯科技工士に対し（厚生労働省「平成 24 年衛生行政報告書」を参考）、昨今の歯科医療の技術進歩と患者のニーズの多様化に対応するべく、自費・保険歯科補綴物製作に対応可能な高精度 3 次元加工機器（CAD/CAM 機器、3D プリンター等）の導入提案ならびに商品（模型と歯科材料）の開発・製造・販売を行っております。

当社グループの事業分野である歯科技工市場においては、平成 27 年 7 月 16 日発表の「平成 26 年衛生行政報告例の概況」（厚生労働省）によると、歯科技工所ならびに歯科技工士数の減少、さらには歯科技工士の高齢化が進んでおり、この傾向は今後ますます顕著となっていくことが予想されております。

当社グループにおいては、従来の歯科技工士の作業環境改善、ならびに義歯を消費者が自由に選択できるような義歯環境の向上を目差し、歯科技工業界の機械化を推し進めるため、徳島阿波おどり空港前に新社屋兼工場施設の建設、さらに歯科技工用機械の増設を計画しております。

そのような環境の中、当社は今回の新株式発行による調達資金を、上記増産設備への投資資金に充当することにより、今後大きく変化することが予想される歯科技工業界を牽引し、当社グループの更なる企業価値向上実現を加速させていきます。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発行に応募できるのは特定投資家に限られていますが、必ず当社が作成する新株式発行目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、特定投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 特定投資家私募による新株式発行

(1)	募集株式の種類及び数	普通株式 140,000株
(2)	募集価格	1株につき 金 3,000円
(3)	発行価額	1株につき 金 2,850円
(4)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 199,500,000円 増加する資本準備金の額 199,500,000円
(5)	募集方法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 3 項第 2 号ロに規定される特定投資家私募とし、当該私募の取扱いは、徳島合同証券株式会社がこれを行う。
(6)	私募の取扱人の対価	特定投資家私募における募集価格と私募の取扱人により当社に払い込まれる金額である発行価額との差額の総額を、私募の取扱人の手数料とする。
(7)	申込期間	平成 27 年 10 月 1 日より平成 27 年 10 月 15 日
(8)	払込期日	平成 27 年 10 月 16 日
(9)	申込株数単位	100株

<ご参考>

1. 特定投資家私募について

特定投資家私募とは、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ロに定義されています特定投資家のみを相手方として行う募集で、特定投資家以外の者に譲渡しない旨の契約を締結し、金融商品取引業者が取得勧誘を行います。

また、開示義務については、金融商品取引法上の届出書制度ではなく、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）への「特定証券情報」の提出をもって、これを充足いたします。本発行に伴う「特定証券情報」は、平成 27 年 9 月 28 日に東京証券取引所に提出いたしました。

なお、本発行に伴う特定投資家私募の取扱いは、徳島合同証券株式会社（以下、私募の取扱人）がこれを行います。私募の取扱人による取扱株数が発行予定の 140,000 株に達しない場合でも、私募の取扱人が取扱った株数の実数をもって新株式を発行いたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 241,700 株（平成 27 年 9 月 28 日現在）
- (2) 特定投資家私募による増加株式数（上限）140,000 株
- (3) 特定投資家私募後の発行済株式総数（上限）381,700 株
- (4) 新株予約権発行による潜在株式数 405,500 株（注）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発行に応募できるのは特定投資家に限られていますが、必ず当社が作成する新株式発行目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、特定投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) 新株予約権の保有者は、当社代表取締役の島 文男が 370,000 株分、当社取締役の田中明美が 35,500 株分となっています。)

3. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

今回の特定投資家私募による手取概算額合計上限 388,000,000 円について、新本社及び工場建設資金に 238,000,000 円、歯科技工用機械に 150,000,000 円充当する予定であります。

項目	用途	予定金額	支払予定	
			平成28年3月期	平成29年3月期
歯科技工用機械	生産設備	150,000,000	150,000,000	—
新本社及び工場	生産施設	188,000,000	220,000,000	18,000,000
	事務所	50,000,000		
合計		388,000,000	370,000,000	18,000,000

- 注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 新本社及び工場の予定金額については、これらは一体の施設であるため、従事する人員の割合で按分計算しております。
3. 新本社及び工場については、平成 28 年 6 月の竣工を予定しております。
4. 上記金額は、特定投資家私募の発行価額総額より、発行諸費用の概算額 (11 百万円) を差し引いたものです。
5. 募集株式が 140,000 株に達しなかった場合は、銀行借入れ等の方法により補完する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記 (1) に記載の用途に充当することにより、受注の拡大と生産能力の増強に伴う売上高の拡大、ならびに歯科技工事業の機械化に伴う低コスト化による利益率の向上が期待されます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去からの繰越利益剰余金が欠損であることから、会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発行に応募できるのは特定投資家に限られていますが、必ず当社が作成する新株式発行目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、特定投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当面は、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行うため、また経営基盤の安定化を図るため内部留保を優先することを基本方針としつつ、速やかに株主の皆様への還元を実施できるよう努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、業績や経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える販売及び管理体制を強化し、グループ戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△389.40円	△243.24円	△65.81円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	—	—	—
実質連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率			
連結純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 当社は、平成27年8月1日付で当社普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
2. 1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益を期中平均発行済株式数(自己株式を除く。)で除した数値であります。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発行に応募できるのは特定投資家に限られていますが、必ず当社が作成する新株式発行目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、特定投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

新株予約権発行による潜在株式数 405,500 株 (注)

((注) 新株予約権の保有者は、当社代表取締役の島 文男が 370,000 株分、当社取締役の田中明美が 35,500 株分とな⁴っています。)

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④	株式⑤	株式⑥
発行年月日	平成 25 年 8 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 11 月 28 日	平成 26 年 12 月 15 日	平成 27 年 3 月 28 日	平成 27 年 7 月 25 日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	20 株	456 株	200 株	33 株	30 株	135 株
発行価格	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2	300,000 円 (注) 2
資本組入額	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
発行価額の 総額	6,000,000 円	136,800,000 円	60,000,000 円	9,900,000 円	9,000,000 円	40,500,000 円
資本組入額の 総額	3,000,000 円	68,400,000 円	30,000,000 円	4,950,000 円	4,500,000 円	20,250,000 円
発行方法	有償第三者 割当	有償第三者 割当	有償第三者 割当	有償第三者 割当	有償第三者 割当	有償第三者 割当
保有期間等に 関する確約	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

(注) 1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 107 条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当 J-Adviser (株式会社 OKINAWA J-Adviser) に対して以下の各事項について書

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発行に応募できるのは特定投資家に限られていますが、必ず当社が作成する新株式発行目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

面により確約を行わせるものとされております。

- ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
- ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③ その他同取引所が必要と認める事項。

2. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式を参考として、当事者間の協議の上、決定いたしました。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

当社は、平成27年9月11日にTOKYO PRO Marketに上場しております。

	平成27年9月
始値	3,200円
高値	3,200円
安値	3,200円
終値	3,200円
株価収益率	一倍

(4) ロックアップについて

本件に関するものは、特にありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本発行に応募できるのは特定投資家に限られていますが、必ず当社が作成する新株式発行目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、特定投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。